

助成内容を一部
変更しました！

～Q&A～

Q：近居とはどの位の距離ですか？	A：同一の小学校区内または直線距離で1.2kmです。
Q：現在妊娠中ですが、子世帯の対象になりますか？	A：対象になります。なお、確認のため母子健康手帳（ <u>原本</u> ）を持参してください。確認のうへ、住宅政策課で写しを取ってお返しいたします。
Q：所有権登記や賃貸借契約はいつまでにすればいいですか？	A：11月30日までに所有権登記または賃貸借契約の締結を行った場合が対象です。なお、12月1日以降に行った場合は、翌年度に申請を受け付ける予定です。
Q：申請はいつまでにすればいいですか？	A：12月27日までに申請書に必要書類を添えて申請してください。また、交付決定通知後1か月以内に、船橋市親・子世帯近居同居支援事業助成金請求書をご提出ください。
Q：契約書は原本持参となっていますが、原本を提出するのですか？	A：原本を持参してください。原本はその場で確認し、住宅政策課で写しを取ってお返しいたします。
Q：子世帯が住宅を購入し、平成30年11月に登記をしましたが、対象になりますか？	A：対象になりません。平成30年12月1日以降に所有権登記又は賃貸借契約を締結し、転居後の住所を住民登録した方が対象になります。
Q：耐震性能を有する建物とはどういう建物ですか？	A：昭和56年6月1日以降に着工した建物です。ただし、昭和56年5月31日以前に建設された建物（旧耐震基準）の場合でも耐震診断の結果、耐震性があると判断された建物を含みます。一般的に、木造住宅にあっては上部構造評点が1.0以上の建物をいい、その他の構造にあっては、IS値0.6以上の建物等が該当します。
Q：親世帯及び子世帯の両方が同居のため移転した場合、それぞれの世帯が助成の対象になりますか？	A：いずれか一方の世帯のみが助成の対象になります。
Q：近居の範囲に居住していましたが、今回同居することになりました。対象になりますか？	A：対象になります。なお、近居範囲内からの近居や同居からの近居は対象になりません。
Q：居住面積水準は、いつ時点の年齢で計算しますか？	A：申請時点の年齢で計算してください。また、計算方法の詳細については、別紙「面積水準について」をご確認ください。なお、ホームページにて、世帯人数を入力すると、面積水準が計算できるツールを用意しておりますのでご活用ください。
Q：親族から中古住宅を贈与されて親と近居する場合、助成の対象となりますか？	A：親族間の売買・贈与・相続により住宅を取得した場合は対象外です。

船橋市

親・子世帯近居同居支援事業

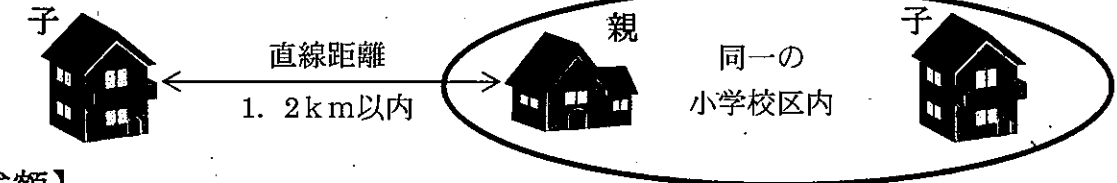
～安心して暮らすための支援をします～

【親・子世帯近居同居支援事業とは】

離れて暮らす親世帯と子世帯が近居又は同居するために必要な費用を助成することにより、多世代が地域の中で交流し、安心して暮らすことができるよう支援します。

【近居の範囲】

親世帯と子世帯が同一の小学校区、又は直線で1.2km以内の範囲に居住することをいいます。



【助成額】

- 住宅の建築・購入⇒10万円（最大20万円）
※親族間の売買・贈与・相続による住宅取得は対象外です。
- 賃貸借契約⇒5万円（最大10万円）
また、子世帯の転居後の住宅が以下の要件を満たした場合、助成額が加算されます。

- ・誘導居住面積水準（別紙「面積水準について」参照）を満たす場合⇒5万円加算
- ・売買契約により取得した中古住宅※に居住する場合⇒5万円加算
※過去に個人の名義により、1年以上所有している住宅のこと

【申込期間】

平成31年4月1日（月）～平成31年12月27日（金）まで

【申込み】

- 申請書に必要書類を添えて住宅政策課へ提出してください。（郵送不可）
- 申請書は市のホームページからもダウンロードできます。

お問合せ

船橋市役所 建築部 住宅政策課

047-436-2712

対象者要件

以下の要件を全て満たしていることが条件となります。



【世帯に関する要件】

<input type="checkbox"/>	親世帯と子世帯が近居又は同居すること。(既に近居又は同居している場合は助成の対象になりません。ただし、近居からの同居は対象になります。)
<input type="checkbox"/>	子世帯に18歳以下の子ども※(出産予定を含む)が同居していること。
<input type="checkbox"/>	親世帯又は子世帯が市内に1年以上居住しており、住民基本台帳に記録されていること。
<input type="checkbox"/>	申請する世帯が、生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護世帯ではないこと。
<input type="checkbox"/>	親世帯と子世帯の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
<input type="checkbox"/>	親世帯と子世帯の世帯員全員が市税を滞納していないこと。
<input type="checkbox"/>	船橋市高齢者住み替え支援事業に係る助成を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	転居後の住所が住民基本台帳に記録されていること。
<input type="checkbox"/>	過去にこの事業の助成を受けていないこと。

※18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

【住宅に関する要件】

〈必須要件〉

<input type="checkbox"/>	市内に建築され、申請者自ら居住する住宅であること。
<input type="checkbox"/>	建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令の基準に適合する住宅であること。
<input type="checkbox"/>	平成30年12月1日以降に異動した世帯が最低居住面積水準(別紙参照)を満たしていること。
<input type="checkbox"/>	耐震性能を有していること。(別紙参照)

〈次の事項に該当する場合の要件〉

●建築又は購入の場合

<input type="checkbox"/>	平成30年4月1日以降に住宅を新たに建築、購入をしていること。
<input type="checkbox"/>	平成30年12月1日から平成31年11月30日までに所有権登記を行っていること。

●賃貸借契約の場合

<input type="checkbox"/>	平成30年12月1日から平成31年11月30日までに賃貸借契約を締結していること。
--------------------------	---

●併用住宅の場合

<input type="checkbox"/>	自己の居住の用に供する部分が住宅の延べ床面積の2分の1以上であること。
--------------------------	-------------------------------------

必要書類

船橋市親・子世帯近居同居支援事業助成金交付申請書(第1号様式)と一緒に住宅政策課へ提出してください。(郵送不可)

●全員が必要な書類

<input type="checkbox"/>	親世帯の世帯全員の続柄入りの住民票	転居した世帯においては 転居後の住民票
<input type="checkbox"/>	子世帯の世帯全員の続柄入りの住民票	
<input type="checkbox"/>	申請者との親子の関係が証明できる戸籍全部事項証明書	
<input type="checkbox"/>	市税納付確認同意書(第2号様式)	
<input type="checkbox"/>	新耐震基準等を満たしていることが分かる書類(別紙「新耐震基準について」に該当する住宅は提出不要)	

●子世帯が子供を出産予定である場合

<input type="checkbox"/>	母子健康手帳の写し※1
--------------------------	-------------

●建築又は購入の場合

<input type="checkbox"/>	建物全部事項証明書(法務局にて取得可能)※1
<input type="checkbox"/>	建築基準法(昭和25年法律201号)に適合することを証明する書類の写し(検査済証の写し等)※1
<input type="checkbox"/>	(中古住宅※2の取得にあたっては)売買契約書の写し※1

●賃貸借契約の場合

<input type="checkbox"/>	民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し※1
<input type="checkbox"/>	民間賃貸住宅の重要事項説明書の写し※1

●併用住宅の場合

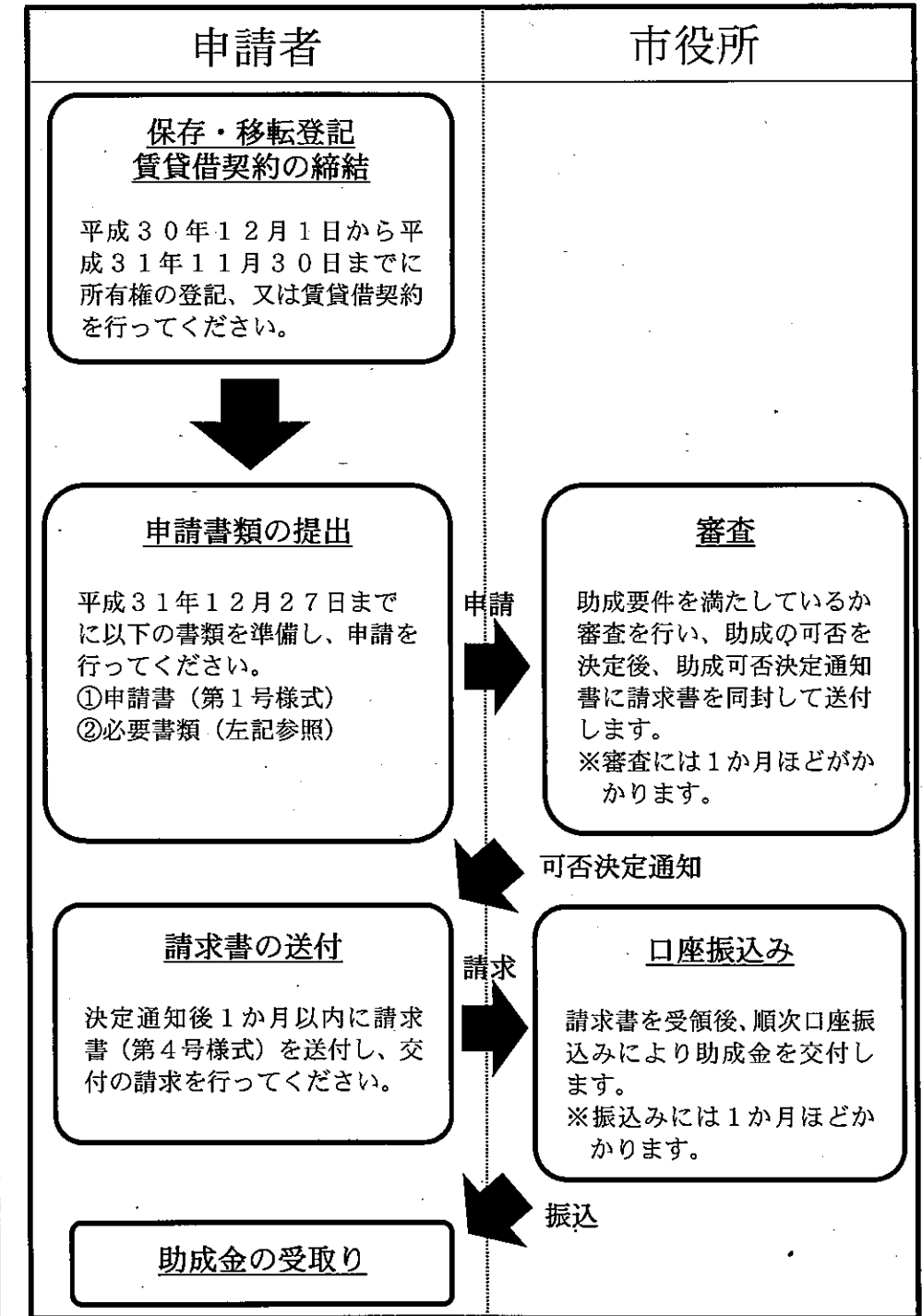
<input type="checkbox"/>	自己の居住の用に供する部分の面積とその他の部分の面積を示す書類の写し
--------------------------	------------------------------------

※1 原本確認のうえ、住宅政策課で写しをとってお返しいたします。

※2 過去に個人の名義により、1年以上所有している住宅

◆その他に書類の提出を求める場合があります。

利用の流れ



申請方法

- 申請書に必要書類を添えて住宅政策課へ提出してください。(郵送不可)
- 申請書は市のホームページからもダウンロードできます。

船橋市 近居同居

